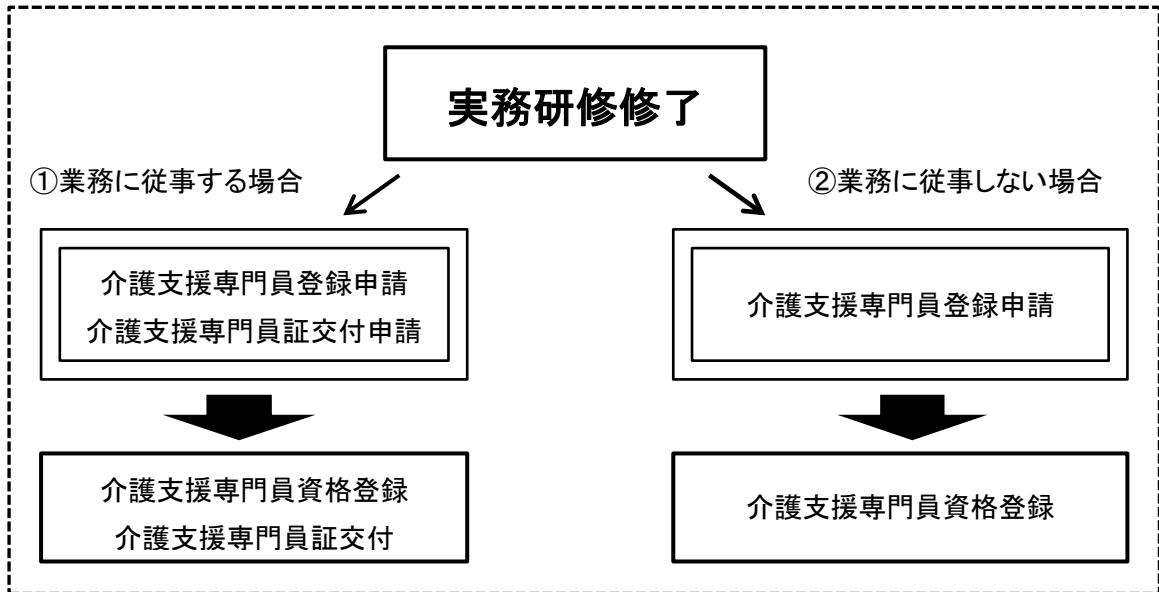


介護支援専門員 登録等に関するQ&A

問1 介護支援専門員として業務を行うためには何が必要ですか。

(答) 介護支援専門員として業務を行うためには、介護支援専門員として都道府県に登録され、かつ、介護支援専門員証の交付を受けることが必要です。また、登録の手続きは介護支援専門員実務研修を修了してから、3か月以内に行う必要があります。

登録及び介護支援専門員証交付の流れ



登録申請	①(様式第1号)介護支援専門員登録申請書
	②住民票の写し(原本)
	③介護支援専門員実務研修修了証明書の写し
交付申請	①(様式第4号)介護支援専門員証交付申請書
	②介護支援専門員証(原本)
	③写真2枚(1枚は申請書に貼付)
	④長野県収入証紙2,700円分
	⑤研修修了証明書の写し(以下のいずれか) ・実務研修修了証の写し(登録後初めて交付を受ける場合) ・再研修修了証の写し(有効期間が満了している場合)

問2 氏名や住所が変わった場合は、どのような手続きが必要ですか。

(答) 登録事項である氏名や住所に変更があった場合、すみやかに変更を届け出る必要があります。現在介護支援専門員証の交付を受けている方は、変更の届出と介護支援専門員証の書換交付の申請が必要となります。

<介護支援専門員証に住所が記載されている場合>

変更及び書換交付申請	①(様式第5号) 介護支援専門員資格登録簿登録事項変更届出書兼書換交付申請書
	(氏名変更の場合) ②戸籍謄本または戸籍抄本
	(住所変更の場合) ③住民票
	④介護支援専門員証(原本)
	⑤写真2枚(1枚は申請書に貼付)
	⑥長野県収入証紙 1,700 円分

※氏名及び住所が変更になる場合、②、③の両方とも提出が必要です。

※介護支援専門員証の有効期間が満了している場合は、介護支援専門員証を交付できませんので、⑤、⑥は不要です。

<介護支援専門員証に住所が記載されていない場合>または<登録のみで介護支援専門員証の交付を受けていない場合>

変更申請	①(様式第5号)介護支援専門員資格登録簿登録事項変更届出書兼書換交付申請書
	(氏名変更の場合) ②戸籍謄本または戸籍抄本
	(住所変更の場合) ③住民票
	④介護支援専門員証の写し

※氏名及び住所が変更になる場合、②、③の両方とも提出が必要です。

※介護支援専門員証の交付を受けていない場合は、④は不要です。

問3 介護支援専門員証を紛失した場合は、どのような手続きが必要ですか。

(答) 介護支援専門員証を紛失、汚損、破損した場合、再交付の申請をすることができます。

再交付申請	①(様式第7号)介護支援専門員証再交付申請書
	②写真2枚(1枚は申請書に貼付)
	③破損した場合はその介護支援専門員証
	④長野県収入証紙 1,700円分

なお、介護支援専門員証の有効期間が満了している場合は、再交付できませんので、再研修を受講の上、交付申請をしてください。

問4 介護支援専門員の登録のみで、介護支援専門員証の交付を受けていない場合は、どうすればいいですか。

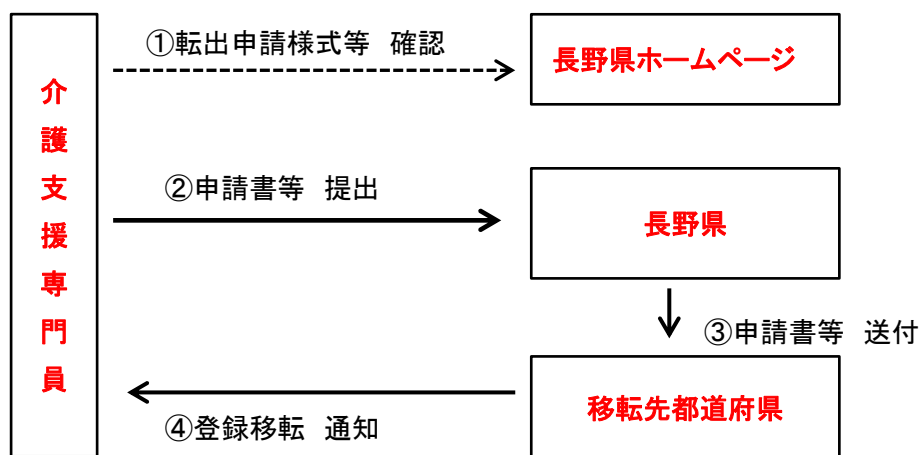
(答) 介護支援専門員証の交付を受けていなければ、介護支援専門員の業務に従事することができません。

なお、介護支援専門員登録証明書は対象者全員が有効期間満了となっており、有効期間満了前に介護支援専門員証の交付を受けていない場合、再研修を修了し、介護支援専門員証の交付を受けなくては、実務に就くことはできません。

問5 長野県に登録しているが、他県に引っ越した場合どのような手続きが必要ですか。

(答) 移転を希望する都道府県の介護保険担当課に連絡し、当該県の「介護支援専門員移転申請関係書類」様式を入手、その他の必要書類等を確認し用意した上で、長野県介護支援課に送付してください。

長野県が、送付された申請書類等の登録事項を確認した後、申請先の都道府県に送付します。(長野県を経由し、手続きを行います)



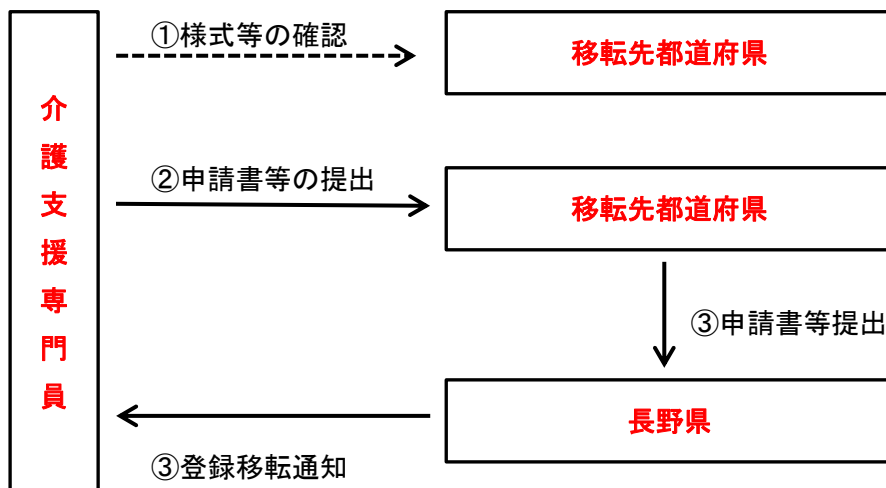
移転(転出)申請	①(様式第 5 号)介護支援専門員資格登録簿登録事項変更届出書(長野県収入証紙は添付不要)
	②移転(転出)先の都道府県の申請書と必要書類 (移転先の都道府県に必要書類を必ず確認してください。)
	③転居先の住民票

問6 県外に登録しているが、長野県に引っ越した場合どのような手続きが必要ですか。

(答) 長野県において介護支援専門員の従事する(予定がある)方は、登録移転をすることができます。

長野県の様式である様式第5号介護支援専門員資格登録簿登録事項変更届出書兼書換交付申請書をダウンロードし必要事項を記入の上、その他の必要書類と併せて、登録している県の介護保険担当課に送付してください。

移転(転入)に併せて介護支援専門員証の交付申請をする場合は、写真2枚(1枚は申請書に貼付)、長野県収入証紙2,700円分も必要になります。



移転(転入)申請	①(様式第 6 号)介護支援専門員資格登録簿登録移転申請兼介護支援専門員証交付申請書
	②介護支援専門員証(原本)
	③住民票(現在登録している住所と登録移転後の住所に変更がない場合は不要)
移転に併せて介護支援専門員証の交付申請をする場合	
	④写真2枚(1枚は申請書に貼付)
	⑤長野県収入証紙2,700円分

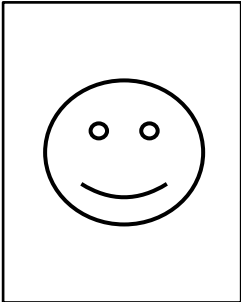
問7 介護支援専門員は 5 年ごとに更新をしなければならないということですが、詳しくはどのようなになっているのでしょうか。

(答) 介護支援専門員は、その実務(介護支援専門員として業務)に就くときには、介護支援専門員証の交付を受けなければなりません。この介護支援専門員証は、有効期間が5年と定められています。

この有効期間満了日の前に、所定の研修を受けて、介護支援専門員証の更新を行います。

問8 介護支援専門員証の有効期間満了日がわかりません。

(答) 介護支援専門員証に標記されています。有効期間は、交付日から5年間で、介護支援専門員証に表記されています。

介護支援専門員証	
	登録番号
	氏名
	生年月日
	交付年月日 年 月 日
	有効期間満了日 年 月 日
上記の者は介護支援専門員であることを証明する。	
長野県知事 阿部 守一 ㊟	

平成 16 年度までに介護支援専門員として登録された方で、更新をしていない方が有している「介護支援専門員登録証明書」は既に有効期限を満了しています。登録証明書のみをお持ちの方は、介護支援専門員の業務を行うことができません。介護支援専門員証の交付が必要な場合は、「介護支援専門員再研修」を修了し、交付の手続きを行う必要があります。

※なお、県外で登録されている方は、登録証明書の交付が都道府県によって異なるため、有効期間満了日も異なります。ご自身の満了日が不明な場合等は登録している都道府県にお問い合わせ下さい。

問9 介護支援専門員として業務に従事しておらず、所定の研修を受けずに、有効期間が過ぎてしまった場合には、再度試験を受けてその資格を取り直さなければいけないのでしょうか。

(答) 介護支援専門員として登録された内容は、削除しない限り削除されることはないため、介護支援専門員証の有効期間が過ぎてしまっても、介護支援専門員としての登録は削除されませんので、試験を受けなおす必要はありません。

ただし、有効期間が満了しているため、介護支援専門員として実務に従事することができません。そのため、再び実務に就くためには「介護支援専門員再研修」を受講し、介護支援専門員証の再交付の手続きを行う必要があります。

問10 更新のための研修のカリキュラムを教えてください。

(答)

研修名	対象	時間数
介護支援専門員更新研修(実務経験者)	介護支援専門員として現に実務に従事している方 介護支援専門員証の有効期間内に介護支援専門員として実務に従事した経験のある方	初回更新 88 時間以上(専門ⅠⅡ相当) 2 回目以降の更新 32 時間以上(専門Ⅱ相当)
介護支援専門員更新研修(未経験者)	介護支援専門員として登録後、実務に従事した経験のない方 2 回目の更新者で初回更新後に実務に従事した経験のない方	54 時間以上
介護支援専門員再研修	介護支援専門員証の有効期間が満了している方	44 時間(6 日間)

問11 更新のための研修を修了すれば、介護支援専門員証の更新ができますか。

(答) 所定の研修を修了後、有効期間満了日前に「介護支援専門員証更新申請書」と必要書類を県へ提出してください。「介護支援専門員専門研修」や「介護支援専門員更新研修」を受けても、更新申請を行わないと、有効期限が切れてしまい、介護支援専門員証の更新ができなくなります。

なお、更新申請の手続きについては、別途県ホームページを確認してください。

問12 更新申請の提出時期はいつですか。

(答) 更新申請受付期間は原則、有効期間満了日の前々月 11 日～前月 10 日です。なお、3 月に有効期間が満了される方は、申請予定者が多数のため、前年 12 月中に申請手続きを行うよう、御協力ください。

問13 現在、介護支援専門員の業務をしておらず、当面、介護支援専門員として実務に従事する予定もありません。研修は受けなければいけませんか。

(答) 必ずしもすぐに研修を受ける必要はありません。実務に就こうとする前に研修を受講し、介護支援専門員証の交付を受けてください。

実務に就く前に「再研修」を受講することで、実務についてその最新の内容を学ぶことができる、その間の更新研修に要する手間を節約できるなどのメリットがあります。

問14 有効な介護支援専門員証を持たず、介護支援専門員として業務を行った場合はどうなりますか。

(答) 介護支援専門員証の交付を受けていない方、介護支援専門員証の有効期間が経過し失効した方が介護支援専門員として業務を行った場合、介護支援法に基づき登録が削除となる場合があります。

なお、登録の削除を受けた場合、処分の日から起算して5年間を経過しないと、再度登録を受けることができません。

問15 居宅介護支援事業所の管理者の業務を行っています。介護支援専門員証の更新が必要ですか。

(答) 居宅介護支援事業所の管理者は主任介護支援専門員でなければならないと定められているため、主任介護支援専門員研修の修了証及び介護支援専門員証の交付を受けている必要があります。有効期間満了日以降も管理者としての業務を行うのであれば、介護支援専門員証の更新をしてください。

また、認定調査員として業務に従事する場合や介護支援専門員の資格により県が指定する施設及び事業所における生活相談員として従事する場合も介護支援専門員証の交付を受けている必要があります。有効期間満了日以降も業務を行うのであれば、介護支援専門員証の更新をしてください。

参考

○ 介護支援専門員について

介護支援専門員は、有効な介護支援専門員証の交付を受けていなければ、介護支援専門員として業務に従事すること、介護支援専門員の資格により認定調査員や県が指定する施設及び事業所における生活相談員等の職務に就くことはできません。

介護保険法第7条第5項

介護支援専門員とは、要介護者又は要支援者からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスを利用できるよう市町村、居宅サービス事業を行う者、地域密着型介護予防サービス事業を行う者、介護保険施設、介護予防サービス事業を行う者、地域密着型介護予防サービス事業を行う者等との連絡調整等を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして第69条の7の第1項の介護支援専門員証の交付を受けたものをいう。

お問合せ先

〒390-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

長野県 健康福祉部介護支援課 サービス係

電話番号:026-235-7121

FAX:026-235-7394

ホームページ:

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/oshirase/senmonin.html>